

「教科書検定」撤回に関する意見書（案）

本年3月30日、文部科学省は、平成20年度から使用される高等学校教科書の検定結果を公表したが、沖縄戦における「集団自決」の記述について、「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である」との検定意見を付し、日本軍による命令・強制・誘導等の表現を削除・修正させた。

その理由として同省は、「最近の学説状況の変化」や大阪地裁で係争中の「集団自決」訴訟での日本軍元戦隊長の証言などを根拠に挙げているが、同訴訟は、集団自決の事実認定と証人尋問がはじまったという段階であり、判決はまだ先である。国自身が当事者でなく、判決が出ていない訴訟での原告側の証言という不確定要素に加え、原告、被告双方の意見ではなく原告だけの主張を取り入れ、検定意見に反映させたのは一方的であるといわざるを得ない。

沖縄戦における「集団自決」が、日本軍による関与なしに起こり得なかったことは紛れもない事実であり、今回の削除・修正は体験者による数多くの証言を否定しようとするものである。

また、前記訴訟で問われているのは、日本軍を美化する教育を高校生に施してよいのかという点であり、これは、日本の将来にかかわる問題でもある。

去る大戦で国内唯一の地上戦を体験し、一般県民を含む多くの尊い生命を失い、筆舌に尽くしがたい犠牲を強いられた沖縄県民にとってはもとより、平和を望む全ての日本国民、そして、身内に戦死者を出すなど、なんらかの深刻な被害をこうむった各地の住民にとっても、今回の削除・修正は到底容認できるものではない。

よって、本議会は、沖縄戦の実相を正しく伝えるとともに、悲惨な戦争を再び起こさないようにするためにも、今回の検定意見が撤回され、「集団自決」に関する記述の回復が速やかに行われるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

（日本共産党提出）